予定使用電力量
ア　4,527,891kWh
イ　850,347kWh
ウ　641,000kWh
⑶　調達件名の仕様等　入札説明書及び仕様書による。
⑷　供給期間　平成27年２月１日から平成28年１月31日
⑸　供給場所　東京都千代田区千代田（皇居内）（１需要施設）
東京都港区元赤坂（赤坂御用地内）（２需要施設）
⑹　入札方法　入札金額は、各社において設定する契約電力単価（kW単価であって、契約期間内単一単価（小数点以下第２位までを含むことができる。）とし、力率割引及び割増しを適用しない額）に予定契約電力量を乗じた額に、各社において設定する使用電力量単価（kW単価であって、契約期間内単一単価（小数点以下を第２位までを含むことができる。）とする。ただし、夏季（７月～９月）とその他季（10月～６月）に分けるものとする。）に予定使用電力量を乗じた額を加算した総価（小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てた額）を記載すること。
ただし、入札金額には燃料費調整、太陽光発電促進付加金及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は含めないものとする。
落札の決定は、当庁が提示する予定契約電力量及び予定使用電力量の対価を入札書に記載した総価で行うが、各社において設定した契約電力量及び使用電力量単価を示した入札内訳書を添付すること。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された当該金額の100分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
⑺　電子調達システムの利用　本案件は、電子調達システム対象調達案件である。なお、当該システムによりがたい者は、発注者に書面により申し出のうえ、紙入札方式によることができる。
２　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　平成25・26・27年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」の「Ａ」、「Ｂ」又は「Ｃ」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
⑷　宮内庁における物品製造契約等に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
⑸　電気事業法第３条第１項の規定に基づき一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の２第１項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。
⑹　予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める入札参加資格として、省CO_2化の要素を考慮する観点から、入札説明書に記載する基準を満たす者であること。
⑺　入札説明書の交付を受けた者であること。
３　入札書等の提出場所等
⑴　証明書及び入札書等の提出場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先
〒100―8111 東京都千代田区千代田１－１
宮内庁管理部管理課経理係　近藤、野中
電話03―3213―1111　内線3477
⑵　入札説明書等の交付方法　上記３の⑴の場所にて交付する。
また、交付の際、資格決定通知書（全省庁統一資格）の写しを提出すること。
⑶　入札書受領期限　平成27年１月15日午後２時（郵送による場合は、平成27年１月15日午後５時までに必着のこと。）
⑷　開札の日時及び場所　平成27年１月16日午後２時　宮内庁庁舎第三会議室
４　その他
⑴　入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望するものは、本公告に示した業務が履行できることを証明する書類を指定する期日までに提出しなければならない。入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者による提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札の条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。
⑸　落札者の決定方法　本公告に示した業務を履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格を持って有効な入札を行った者を落札者とする。
⑹　契約書の作成の要否　要
⑺　関連情報を入手するための照会窓口　上記３⑴提出場所に同じ
⑻　詳細は、入札説明書による。
⑼　皇居内への出入門は、坂下門とする。
５　Summary
⑴　Contracting entity : Satoru Nakada, Director of the Accounting Division, Grand Steward's Secretariat, Imperial Household Agency, 1―1 Chiyoda, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8111 Japan
⑵　Classification of the products to be procured : 26
⑶　Nature and quantity of the products to be required : Electricity to be used in the Imperial Palace Grounds, the Crown Prince's Residence and Akasaka Imperial Grounds.
⑷　Supply period : From 1 February 2015 to 31 January 2016
⑸　Supply place : Imperial Palace Grounds (1 Demands facility) and Akasaka Imperial Grounds (2 Demands facilities).
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
［１］　Not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, person under conservatorship or person under assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause ;
［２］　Not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting ;
［３］　Have Grade A, B or C "selling of products" area in terms of the qualification for participating in tenders by Cabinet Office (standardized qualification for every Ministry and Agency) in the fiscal years, 2013, 2014 and 2015.
［４］　Not be under suspension of nomination by the Imperial Household Agency.
［５］　Have a license to conduct a General Electricity Business as stipulated in Article 3, Paragraph 1 of the Electricity Utilities Industry Act, or have registered as the Electricity Business as stipulated in Article 16―2, Paragraph 1, of said Act.
［６］　Meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order.
⑺　Deadline for tender : 14 : 00, January 15, 2015
⑻　Contact point for the notice : Kondo or Nonaka, Accounting Section, Maintenance Division, Maintenance and Works Department, Imperial Household Agency, 1―1 Chiyoda, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8111 Japan TEL 03―3213―1111 ext. 3477
⑼　Access to the Imperial Household Agency : Sakashita-mon Gate. (Clearance Procedures are needed.)